

政令指定都市、中核市、特例市が担うこととなる主な事務

第27次地方制度調査会第15回専門小委員会資料を基に作成

	政令指定都市(14市)	中核市(35市)	特例市(40市)
要件	◆人口50万人以上	◆人口30万人以上 ◆人口50万人未満の場合は100km ² 以上	
福祉	(中核市が担う事務に加えて) ・児童相談所の設置	・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・母子・寡婦福祉資金の貸付 ・養護老人ホームの設置認可・監督	
衛生	(中核市が担う事務と同じ)	[保健所設置市が行う事務] ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施 ・飲食店営業等の許可 ・浄化槽設置等の届出の受理 ・温泉の供用許可	
環境	(中核市・特例市が担う事務と同じ)	[保健所設置市が行う事務] ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可 (特例市が担う事務に加えて) ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	・騒音を規制する地域、規制基準の指定 ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定 ・振動を規制する地域の指定
産業	(中核市が担う事務と同じ)	(特例市が担う事務と同じ)	・計量法に基づく勧告、定期検査
まちづくり	(中核市・特例市が担う事務に加えて) ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定 ・市街地開発事業に関する都市計画決定 ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理	(特例市が担う事務に加えて) ・屋外広告物の条例による設置制限	・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・市街地開発事業の区域内における建築の許可 ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可 ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可 ・土地区画整理組合の設立の許可 ・土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可 ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可 ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
教育	(中核市が担う事務に加えて) ・県費負担教職員の任免、給与の決定	・県費負担教職員の研修	